

令和5年度

ユニバーサルデザイン住宅増改築補助金

将来にわたって良好で快適な生活ができるようユニバーサルデザイン化するために、住宅の床面積を増やし改修する方へ、工事費用の一部を補助します。

1. 補助の内容

補助対象：対象住宅を増築し、ユニバーサルデザイン化する工事

補助額：対象工事費用の50%

上限額：20万円（補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て）

2. 募集件数、募集期間

募集件数 新築・増改築・改造合わせて 30件

募集期間 令和5年4月3日（月）～ 予算枠に達するまで

※先着順に申請を受け付けます。

3. 申し込み方法

受付窓口 市役所6階 建築開発課

受付時間 8:45～17:30（土・日・祝日の受付は行いません）

※申し込み前に、ユニバーサルデザイン住宅相談会及び現地調査への参加が必要です。

4. 対象者・対象住宅

(1) 対象者

- ① 帯広市に現に居住している方、または帯広市内の空家を購入し増築改修工事後居住する方
- ② 市区町村民税を滞納していない方（納税状況により対象となる場合があります。）
- ③ 所得^{*1}を基に計算した規定金額^{*2}の世帯総額が550万円以下（確認できる最新のものの）
- ④ 暴力団でない方
- ⑤ 過去にユニバーサルデザイン住宅建設資金貸付及び補助を受けたことがない方

※1 所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。

※2 規定金額とは、所得に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合に、給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を限度に控除した額となります。

(2) 対象住宅

- ① 対象者が居住している住宅、または増築改修工事後居住する空家
- ② ユニバーサルデザイン設計指針に基づき増築改修する住宅（併用住宅^{*}を含む。）
- ③ 過去にユニバーサルデザイン住宅建設資金貸付及び補助の対象住宅となっていないこと
- ④ 原則として国等から他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと（他の補助金等の交付を受けない工事箇所は対象となります。）
- ⑤ 昭和56年5月31日以前に建築された住宅（旧耐震基準の住宅）については、市で行う「無料耐震簡易診断」を受けなければなりません。

※その一部を人の居住の用に供する家屋であって、その床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるもの

5. ユニバーサルデザイン化する工事とは

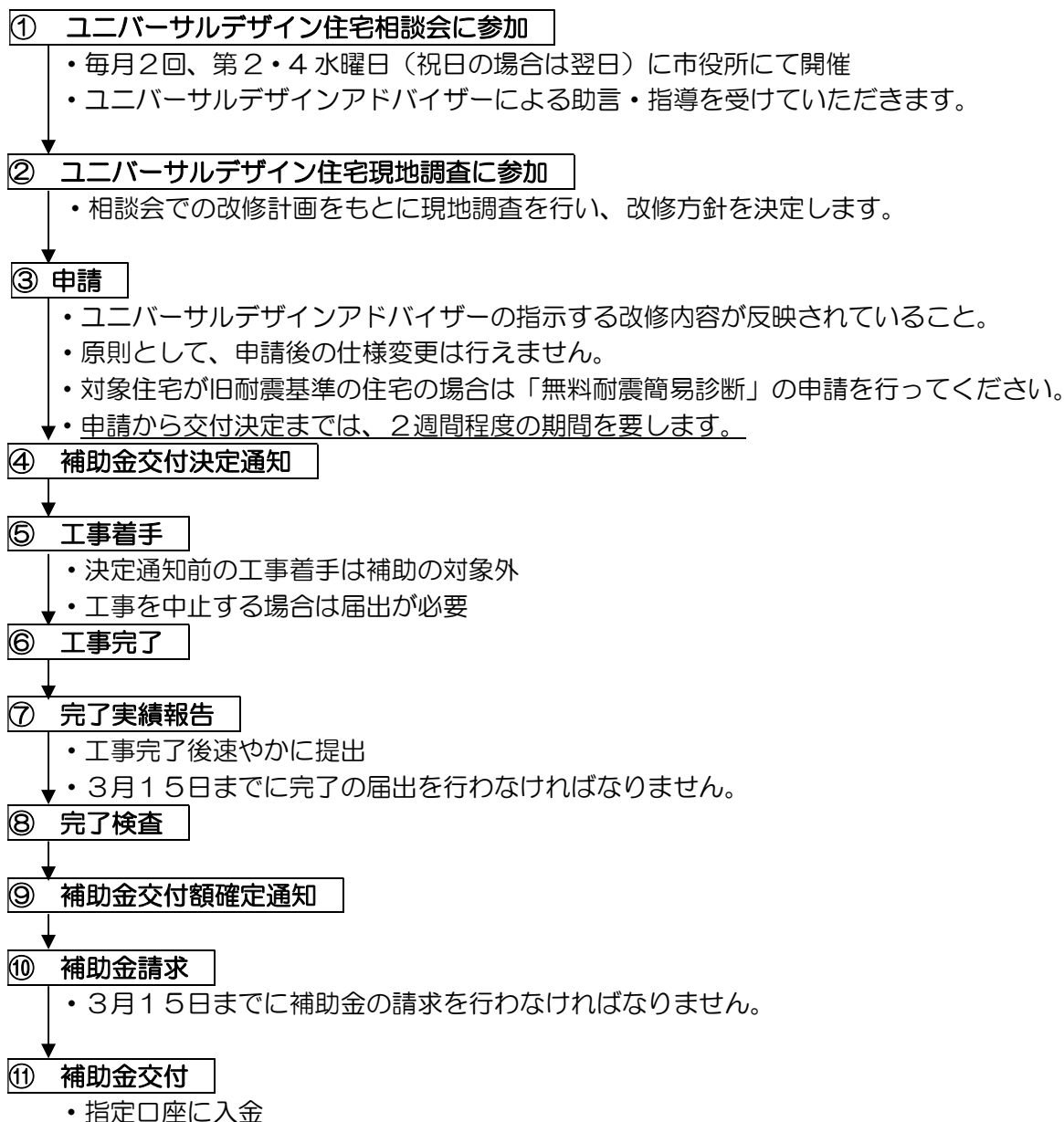
居住している住宅の障壁を解消するための工事であり、ユニバーサルデザインアドバイザーによる助言をもとに、段差の解消や、手摺の取り付け、適切な空間の広さ確保、出入口の引き戸化など、改造内容は様々です。ただし、住宅の老朽化に伴うものや耐久性向上を目的とする工事は対象外となります。

6. 工事施工者

建設業等を営む方で市内に事務所、営業所等を有する法人、または、市内に住所を有する個人。

※当該改修の全てを他に委託することはできません。

7. 申請から補助金受取りまで



8. 申請に必要な書類

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 住民票（世帯全員分）※1
- ③ 所得証明書（世帯全員分）※1
- ④ 住宅の所有者であることを証する書類※1
- ⑤ 市区町村民税の滞納がないことを証する書類※1
- ⑥ 住宅の図面（案内図、配置図、平面図、立面図）※2
- ⑦ 増築改修工事費見積書
- ⑧ 補助状況調査票（他の補助制度を利用する場合のみ提出）
- ⑨ 誓約書（様式第2号、暴力団排除に係る誓約）

※1 ②～④は、①申請書で個人情報の取得について同意した帯広市在住の方は添付不要。ただし、前年の1月1日以後転入された場合は③、④の書類添付が必要。

※2 図面は、工事前・工事後の内容が具体的に明記されていること。

9. 完了実績報告に必要な書類

- ① 工事完了実績報告書（様式第4号）
- ② 実績報告書
- ③ 工事前・工事後の写真
- ④ 対象住宅が空家の場合、居住後の申請者の住民票
- ⑤ アンケート

10. 補助金の交付を中止する場合

補助金交付中止届（様式第5号）を提出してください。

11. ユニバーサルデザイン住宅相談会・現地調査

開催日時 毎月第2、第4水曜日 要予約

13:00～16:00

開催場所 市役所10階会議室

相談会には予約が必要です。相談会の5日前（祝日を除く）までに、電話（0155-65-4179）または、市役所6階建築開発課窓口にてご予約ください。

増改築補助金・改造補助金を申請したい方は、申請の前に、住宅相談会にて相談を受け、その後現地調査を受けていただく必要があります。

相談会では、理学療法士、作業療法士、一級建築士、保健師などが、専門の立場により相談をお受けします。

住宅の間取りがわかる図面等をお持ちください。